老人保健施設いのこし障害者福祉サービス短期入所内容説明書

当事業所が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法という)の定める短期入所サービス(以下、サービスという)は以下の通りです。

- 1. 障害者総合支援法によるサービス
 - ①. 送迎 (身体状況等一定の基準に該当する方でご自分で来所が困難な方は、リフト付きの送迎車で入 退所の送迎を行います。)
 - ②. 食事 (食事時間 朝食8時・昼食12時・夕食18時)
 - ③. 医療・看護(あなたの病状にあわせた医療・看護を提供します。また、医師による定期診察、必要がある場合には適宜診察しますので、看護師等にお申し付け下さい。ただし、当施設では行えない処置 (透析) や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。)
 - ④. 機能訓練 (理学・作業療法士による機能・作業訓練をあなたの状況にあわせて行います。)
 - ⑤. 排泄 (自立排泄か、時間排泄かによりおむつ使用を致します。)
 - ⑥. 入浴・清拭
 - (7). 離床 (寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。)
 - ⑧. 更衣 (毎朝夕の着替えのお手伝いをします。)
 - ⑨. 整容 (身の回りのお手伝いをします。)
 - ⑩. シーツ交換
 - ⑩. 介護相談 (入所者とその家族からのご相談に応じます。)
- 2. 障害者総合支援法外によるサービス
 - ①. レクリエーション行事 ②. クラブ活動 ③. 個室 等
- 3. 利用料金
- (1) 当事業所は、サービスを提供した際は、利用者等からそのサービスに係る利用者負担額の支払を受けます。
- (2) 当事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者等からそのサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けます。
- (3) 障害者総合支援法外サービスは下記のとおりです。
 - ①. 食費(朝) 460円/食 (昼) 660円/食 (夕) 660円/食
 - ②. 教養娯楽費 170円/日 ③. 日用品費 220円/日 ④. 電気使用料 40円/日
 - ⑤. 個室 (A) (差額ベッド代) 1, 6 5 0 円/日 (201 号室 202 号室 203 号室 205 号室 206 号室 207 号室 301 号室 302 号室 303 号室 305 号室)
 - ⑥. 個室(B)(差額ベッド代)1,430円/日(315号室316号室)
 - ⑦. 調髮 2, 750円/回 8. 顔剃 550円/回 9. 私物洗濯料金 660円/回
 - ⑩、居住費(多床部屋利用の場合) 620円/日 (個室利用の場合) 1,740円/日
 - ※1 令和6年度の報酬改定により、令和6年8月1日以降、居住費が1日あたり60円引き上げられます。
 - ※2 食事提供体制加算対象利用者の食費負担額は、1日の食費から810円/日減額するものとする。
 - ※3 ②教養娯楽費はクラブ活動や行事における材料費等としてご負担いただくものです。
 - ※4 ③日用品費は身の回り品として入浴時の専用シャンプーやウエットティッシュ等日常生活に必要な ものとしてご負担いただくものです。
 - ※5 ④電気使用料は個別に電化製品(テレビ、ラジオ、電気ポット、電気あんか、電気毛布、パソコン等) を持ち込みにて使用された場合にご負担いただくものです。
- (4) おやつは、希望によって委託業者から直接実費購入することができます。(110円/回)

4. その他

その他、日常生活に必要な物品につきましては、ご入所者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。

5. 各種加算

当施設のサービスに係る加算項目は下記のとおりです。

加算項目	利用料	備考
食事提供体制加算	523円/回	
栄養士配置加算(I)	239円/回	
利用加算	3 2 7 円/回	
送迎加算	2,027円/回	